

敵の如きを隔らぬ。季實もこれぞ御供よりは仕奉るべき。おそれ
時至上御心ゆく。御みづのら寶劔を錦の袋より取出し。鞘
巻繪の御太刀は布の袋に入のるを保持せらる。はく寶劔の
入るをうらふ錦の袋も。かた鞘巻繪の御太刀は入るを
うらふと残り置き給ひうけき。かくて典侍を神璽を執りた
るはらる。又その残り置き給ひる御太刀は取持し遁ま
出るところを。寄手見つけ共々奪ひとる。はく内侍所を
も奪ひとる奉る。かくるまむと出さる。小神寶を
取奉るぬ。はやく火成懸よくらはらる。やがて清凉殿
に火を放ちてぞ退ける。此時はたよびく。内裏警固の武士

共々むく。小馳参りて退く寄手を。追討は五十三人うち
よりぬ。内侍所の御辛櫃がら取奉る。出る。とら成。東
門の役人。佐々木黒田判官が手は守返し奉るぬ。かくて寄
手と比叡山より引上る。中堂よたてあがり居る。膝送り。今
度南方に官成取立奉る。小依る。内裏に推参したる。事
の由をぞ申し給る。さしてまはさる。至上を危きとらる。と
御おのき。ありて。密に裏辻。中將其の家より立よらる。や
がて廣橋。中納言綱光卿の家より徙らる。はく其處より
御志のびの腰輿に御して。近衛前関白忠嗣公の第より入
る。をさる。ひよらる。さして。も騷動の間ある。人皆ひよらる。御

在所を知るものたつるをきかて内侍所へ。三條殿右大臣
實量卿 御所より奏聞ありてやうく近衛殿の御在所より遷御な
 奉らる。あつたよを主上の御在所を人より知る奉りて此彼
 ように馳参りてぞ仕奉りたる。國母准后皇子をもちも。別を別
 れる御遁まはりて。伏見殿一條東洞院の東 烏丸殿北小路
万里小 路の御所等より遷坐まはりて。同廿六日至上伏見殿より遷御あ
 りて仮皇居より定移ひ。後宮皇子方も御同殿みど坐まはりて
 伏見殿と申す。前の上皇の舊院ありたる所。至上此御父
 貞成親王より遷りて。御所あり。此仮皇居より移りて。後
 世の間。文安四年此親王より。太上天皇の尊号を奉りて。後
 御蓋を後宗光院と稱し奉り。御事あり。さう此時は土御門
 の内裡炎上たりて。中間十二年あつた御所を仮皇居と
 定免移り。康正二年より内裡新造成就。七月廿日還幸す。

門の僧徒をかたけひきとせどもさうらう後をば。さうはと小
 京方は軍兵をせ向ひて攻けたり。僧徒もあつた小加たりて
 かたりて共り攻りて。同廿五日つひり中堂を攻落す。此
 日野有光卿。楠。越智等を始りて討ち。或は自害して。尊
 義王もうしひ。あつたは。東寺補任。大將ハ南方高
 義王の御事をよ。これども残黨等尊秀王を守り護奉り。神璽
 を擁りて大和にさして落行きぬ。さう又あつた寶劔よまを
 へて奪りたりける御劔をた。清水寺に堂中より遺り。紙
 紙の状を副り。大内の三種の神器も候。返り申すれいへ

くひ。さうくせらまひりて罰ありけり。いふに。ちど書きり
くは。寺僧心月房あまを見つけ。廿七日小武家へ出しけ
ま。翌る廿八日の夜。管領畠山左衛門督持國をもて奏聞
して。仮皇居に遷納免奉る。明德の神器御帰座の例なり。中
て其式をぞ行りまけり。按は此時御帰座と稱する御劔は。上より申す寶劔の錦袋袋よと
そりて入るをせり。其鞘巻繪の御太刀を寄手真の
御物ならぬ事を知りて。あまを奪り行りたりむ。欺き
ま。よ。きり。思ひ終む事。或悪ひ。遺。い。お。き。な。ほ。そ。の。欺
ま。さ。る。由。或。蹟。ら。せ。む。心。あ。ら。む。て。ま。さ。と。然。書。て。添。た。る
もの。あり。あ。の。終。む。神。器。御。帰。座。の。式。行。り。る。を。い。は。ら。ぬ
御。事。あり。を。其。當。時。世。の。疑。を。晴。け。り。む。む。の。御。謀。ひ。お
る。こと。決。し。ま。さ。く。皇。年。代。畧。記。裏。書。よ。此。時。神。璽。寶。劔。紛
失。と。記。し。て。後。長。祿。二。年。に。神。璽。歸。洛。の。事。を。記。せ。り。然。て。ハ
寶。劔。も。失。り。る。が。て。き。あ。え。て。申。し。く。是。日。に
畏。し。前。に。寶。劔。を。紛。失。と。記。さ。る。ハ。誤。り。あり。ま。は。是。日。に

小比叡山みく生虜たる兵ども五十四人。或ハ五十三人又
四十餘人又六條河原より引出し首を斬る。又されば日野有光卿の息
叅議右大辨資親卿を管領より仰て召問まするに父は企の
つゝ知らざる由陳し申さまけまども父子の間の終が
く々終は。遠流せらゆぐらし披露ありけるが。あまも今日
侍所の沙汰とて。九條高倉よりりりし。おひ申しけ
り。或ハ八條河原又
六條河原ともはくは過あり廿三日。内裡に御事あり
ま。なる夜の事を察する。伊勢大神宮の内外のづきの大宮
なる事の御事あり
記し傳るまど。うちおのせりかく記懸け御馬をりし出
るハ内宮のうへあるべくきあ申
て。馳廻り汗を流し。又鞍を脱ぎたる所を見え。御厩に歸り

入る由神官より次第に奏狀。不日よ到來せり。神慮き此
と河野とぞ。人らに云河野を重くす所。以上太平記。同異本。後崇
光院御記。管見記。續神皇
正統記。天地根元歷代圖。護正院文書。椿兼記。櫻雲記。薩戒記。
南方紀傳。紹運錄。倭漢合運。皇年代畧記。同裏書。日野系圖。楠
系圖。東寺補任。東寺王代記。諸門跡譜。足
利官位記。朝倉氏傳來鞍作書。等参考。やと又南方宮方の
者ともい。比叡山より大和國へ引退き。再吉野にきてその者
ぞのを相謀る。尊秀王よ神璽を奉り。私よ天子と稱し。或
は南方新皇。よ自天大王と稱し。泰成と云。吉野に山奥
ある北山。庄大河内と云ふ所よ御在所宮構へ。北山宮と稱
し。又北山殿とも。南方一宮とも稱して仕奉る。ゆゑ尊義王
の第二御子よ。忠義王尊秀王の御弟と云ふ所を稱し。彼大

河内に御在所より。山中八里むかり隔りたる。河野谷と云
ふ山中に今神野谷村と御在所として。河野宮と稱し。又南
方二宮とも申す守護し。まわらさけを。かくて是年おれ宮
方おれ私よ年号改まると。天靖元年と改むゆひなる。此時南
方宮よ
奉仕をよりくる。上島氏下島氏の家牒
よ。天靖元年云々。北朝嘉吉三年とあり
○明弘文安元甲子年。後村上矢皇第六皇子。上野大守說成親
王の上野宮とも稱し。おちよ護性院宮とも稱す。太平記
よ。比叡山の僧房に此院号見えき。其院を知名る
々も。おや。諸門跡譜に五常院と書たるも。此宮に御事を
よ。字の違たるも。音改のり。然も書あるゆゑ。唐樂了
五常樂と云ふ所常字を。清
み多唱へらるる例あり。御子よ。前圓滿院門主大僧正圓
悟或ハ法親王と申ておちけふ。還俗して義有王と名め

多岐の尊秀王成助。大和河内和泉とさる浪人等をか
つらひて。あまも吉野の山奥に接きつる。紀伊國牟婁郡北
山尊秀王の御在所北山と云處に坐ます。御旗成
舉て。同國八幡城にたてこもる。南方紀傳に忠義王の去
此由熊野本宮の者どもより。京への注進狀。八月五日に到
來。かくる事何れむ。熊野三山相りて注進せしき
くや。新宮那智の者どもより。いほご其事無き成思
へた。事の實否がつかぬ。もしも新宮那智に者共え。其
官方にゆかりありむ。評議しあへるか
ど。事實ある由聞え。武家大に驚き。管領畠

山持國入道。紀伊の國人等も下知し。八幡城を攻めせり。
然るに寄手利を失ひ。南方勝に乗る由聞えけられた。重く
細川出羽守成差加る。勵しく攻められた。兵ども防ぐも堪
へず。其城を棄て。同國湯浅城に籠りて。籠りて。籠りて。
中間一年。同三丙寅年九月。畠山家の家人遊佐兵庫介。
まゝ。宇都宮入道禪綱を差遣りて。攻められた。城方嚴く
防ぎ戦ひ。鋭く切り出けられた。寄手大に撃乱され。宇都宮
の粉川寺に遁籠りて。明年。遊佐宇都宮等。あまも
兵を聚え。力成盡して攻められた。十二月廿二日。城竟り
攻破られ。楠が第二郎を始討死せる。次郎が弟ときり

數多の兵討死し。義有王もあゝあゝと泣きしなむ。後醍醐天皇は
ふ。明る五辰年此正月十日。義有王の御頭ミクシを京へ上送らま
づ。莊嚴寺此寺高辻堀川と油小路と此間の北頬にあまると云ふを置奉りて。畠山よ
り奏聞せ。年始は當りて。御敵の頭到來せむと珍重なき
りて。即日内裡に参賀せ人々少うらむ。中より御太刀等を
獻せたる人々も有けり。かくて朝敵の頭なれば。公家へ渡
らるべしと。其式を以て。同廿七日畠山某が子某。烏帽子
直垂着て。侍升騎召具し。石佛寺の門外に立合て判官に渡
り。判官坂上明世。大石維弘あまを授取はめ。後醍醐天皇は
も官方の御事をたてし。ちほあせり。朝敵は准らふと。つら

ざるらし。議定あり。大路をわ渡されば。あゝと獄門より
のきりし。ばをけり

○あゝと去ぬる嘉吉元年六月廿四日。赤松大膳大夫源滿
祐入道性具。將軍足利義教公を弑し。一族家人等を相俱ひ
て都を逃下り。第伊豫守義雅が播磨國木山城キヤマに入きて。て
ありりけるを。武家論旨テ奉りて。討手成さし遣りし。八月
二城を攻落し。あまを前赤松義雅。同度五。滿祐を始りし
た誅ウチにま。あゝとゆる滿祐が二男彦次郎教康と。教則と書
反逆の後。將軍義教の名字と同じ。父が旨を也受たせけむ。
既く城を遁せ出く。伊勢國司北畠侍從源教頭朝臣。相か

へ到る國司此館より行向ひく。教顯朝臣への給ふ南方の
 心よせ奉るよりくるが。思ふ處也。何りけや。九月下旬教康
 並了若黨二人を斬る。其由を京へ注進し。又教康が頭を上
 送す。閏九月五日京に到着し。やがて獄門おぞ梟らけける
 ○康正元年乙亥。おほづら尊秀王令書をとめて御方をかへら
 ひまざる事あり。熊野の色河郷なる。色河左兵衛尉平盛氏
 が一族等より下されざる令書よりそく。色河郷即先皇由緒
 之地也。其龍孫鳳輦已幸大河内之行宮也。早泰錦幡下可致
 軍功。然者可有恩賞者也。天氣之趣如此矣。乙亥八月六日。色

河郷惣中忠義花押とぞなるとれける
あま尊義王の令を奉る
趣忠義王の下

以上康富記南方紀傳嘉吉記赤松物語時房記尊卑分脈赤
 松系圖南朝系圖紀伊國牟婁郡色河村色河氏水今新清所藏
 尊秀王令書及建武延元文書等上島下島兩氏家牒諸門跡
 譜東寺補任等参考○按忠義王の令書先皇と書き
 するハ前の南朝の天皇たち御事をさし其龍孫云くと
 大其皇孫と坐を尊秀王の宮に坐よる由なり
 早泰錦幡下云天氣之趣如此矣とい前皇の御志を継ぐ
 錦の御幡を揚る軍人を招し速に官方と泰るべきと
 康正元年乙亥當りあつた本本文に記せる由り嘉吉三
 癸亥年南方に私に天靖の年号を建たすはきりこれハ
 此令書めえ天靖十三乙亥年と書せ給はまほしくおぼし
 たるをむかふあつたが南方私の年号おぼし世に聞知る
 ざくも何らばさまで時の年号を用ひ給はむ事もはく
 ちとしく多し支此をもめし給ひけりなるともはく
 是此御企もやより大義よとむきくる舉ぬがら此宮のお

○残櫻記上

○古

もいつ先づる真意のほども。此令書の文も何れも終る。此
とあり。是よりぞきく。又。紀伊國那智山。實方
院。藏傳。忠義王の御名。署。御願書。立願之事。一
御遷宮之事。一御領寄進之事。一毎年以御代官可有。泰詰事。
一御劔。一神馬。右所願成就之時。可有其成敗者也。乙亥七月
十八日。忠義。熊野。權現。那智。御寶殿。前。とあり。是も。此の
は。色河一族。御書。成賜。ひ。同年の。前月。は。是も。乙亥
と干支の。記。ひ。同日。御心。成。を。き。え。
る。あ。は。は。の。合。さ。て。件。の。御願文。を。案。する
に。さ。も。尊秀王の。ある。を。忠義王。此。奉。る。も。は。い。ま。る。
なり。當時。那智。を。さ。る。心。よ。せ。奉。る。を。の。在。ける。よ。う
り。て。殊。さ。ら。小。此。神。は。御立願。り。て。いつ。は。御方人の。心。を
も。勵。ま。さ。る。御企。り。ける。事。を。熊野。本宮。の。者。も。より。
北山。は。坐。して。御企。り。ける。事。を。熊野。本宮。の。者。も。より。
武家。へ。注進。あ。り。ける。事。上。は。記。さ。る。が。ご。り。ひ。
合。さ。る。し。上。小。奉。る。色河。氏の。藏傳。も。尊秀王。の。令
書。の。わ。り。色河。兵衛。尉。盛氏。相。催。一。族。發。向。紀。伊。可。致。軍。忠
候。也。天氣。如此。委。之。十二月。廿。四。日。左。中。將。權。と。ある。文。書。を
も。持。り。て。乙。亥。年。は。再。下。り。る。令。書。な。ら。

むの。も。お。も。は。る。と。そ。め。の。南。方。官。方。小。官。の。き。く。
人。く。い。き。あ。え。さ。る。此。の。正。し。き。前。皇。の。御。時。の。なる。は。
又。其。の。り。建。武。延。元。興。國。の。年。の。文。書。あり。其。寫。を。と。り。見
る。色河。の。一。族。等。は。や。く。より。南。朝。は。忠。心。は。仕。奉。る。り
し。趣。は。き。く。え。る。御。合。體。の。後。も。な。る。を
の。官。方。に。心。を。奉。る。と。き。あ。え。さ。る。

○さ。紀。小。誅。も。し。赤。松。滿。祐。が。一。族。家。人。等。は。殘。黨。相。議。り。て。
此。さ。び。南。方。に。宮。を。を。討。ま。わ。ら。せ。ひ。の。あ。も。し。神。璽。成。取
返。して。奉。る。を。功。は。嘉。吉。の。罪。を。贖。ひ。滿。祐。が。弟。伊
豫。守。義。雅。が。子。の。性。存。入。道。が。一。子。一。松。丸。郎。法。師。と。して。三
歳。は。あ。ま。る。が。何。家。成。取。立。て。再。赤。松。の。家。を。興。し。所。領。と。も
賜。り。ら。ざ。や。と。云。合。さ。り。さ。る。中。め。も。中。村。彈。正。忠。貞。友。石
見。太。郎。左。衛。門。尉。と。云。ふ。もの。な。る。も。は。ら。此。事。を。は。ら。ひ

くる。はるゝ此事ハ、既^レ了公家武家より内々仰下されける
旨のありき。命^レぎに捨むるときを宮々を討めら
せてむ。神璽を御恙なく取返し奉らむ事のねがはるる
を其恐ありき。辞^レし申たし。かど。今度さらよりい
はる謀字定免。かつハ所願の旨を述べ。御許し。残蒙らむ
とて。かくハ云合をきる。わづけを。のくして石見太郎左衛門
尉便を求る。三條内大臣藤原實量公の御内人よりあつて。出
あらむせ残みえ。仕へくる。奉公のあり。時を伺む。所
願の趣よ。愁訴申々。終た。内府然る。かほ。と。ま
づ密奏を経て後。武家よ。將軍足利義成卿後示^レ合とらる。

武家より。も又内奏の旨ありける。残。さ。り。に。聞。食。入。を。ま。は
ひ。く。此。度。赤。松。が。一。族。神。璽。の。御。事。お。つ。あ。り。殊。さ。り。忠。節
残。盡。し。其。功。を。遂。げ。に。於。け。り。の。終。が。一。族。並。に。家。人。等。小。至
まで。嘉。吉。の。罪。惡。を。免。さ。せ。給。ひ。其。く。へ。り。赤。松。が。家。再。興
あり。富。樫。次。郎。成。春。が。關。所。加。賀。國。河。北。石。河。兩。郡。に。備。前
國。新。田。庄。出。雲。國。宇。賀。庄。伊。勢。國。高。宮。保。等。とも。恩。賞。を。し。り。
賜。ふ。を。き。と。し。内。々。論。旨。を。下。され。り。武。家。よ。り。も。又。内。書
と。云。もの。を。添。て。賜。ひ。と。ま。た。赤。松。が。黨。類。大。に。歡。び。ま。さ。り。ま
志。残。を。け。り。謀。を。定。免。り。康。正。二。年。十。二。月。廿。日。一。揆
の。着。到。を。記。し。大。和。路。を。さ。り。り。ち。ち。け。り。其。人。と。よ

は。赤松が一族間島彦太郎成始とす。上月左近將監滿吉。中村彈正忠貞友。同次郎。同五郎。同安禪房。衣笠某。丹生屋帶。刀左衛門尉。第同四郎左衛門尉。浦上右京亮。小河兵庫助。同七郎。石地兵庫助。同四郎。河高治部少輔。同又三郎。河勾五郎。村上源三郎。垂井次郎右衛門尉。木梨三郎。阿閑弥太郎。同太郎次郎。魚住主計助。同彦四郎。小寺藤兵衛入道性説。鳥居千代松丸が代上野小次郎。並り間島が被官平瀬彦左衛門尉。同小太郎。中村太郎四郎。中村彈正忠が被官小谷與次等あり。此よりがら心成合き。まづ大和の宇智郡に入り。密に吉野の御所よりさぬとぞ窺ひたる。其中小小寺性説。同國越

智れ雜掌と定めて行向むけり。さて其外は。依藤弥三郎。播磨の三草山より出張し。堀兵庫助。明石修理亮二人を京の雜掌として残り留るるをかくして便宜を窺ふ。中村宗道兵庫助此二人。必上は記する一揆着到の人々の心変中にある。ずけれど。何を其あらむ詳ならむ。心変し。さるる便を失るる事ありて。日數経るほど。小谷與次姿次くして忠阿弥と名のまゝとかくして大河内河野谷兩宮の御在所より参り。間島彦太郎が事を。宗紀小將軍義教公を弑し。さるる罪より。誅せし。赤松滿祐が弟左馬助教祐が子。おとと偽り。其母の赤松が一族臣かもの。武家のねがえらるし。からざる輩の附隨たること。